

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和6年5月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	1. 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、父母の離婚等により父、母又は養育者に監護されている児童の健全な育成のため、児童扶養手当を支給する。 2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①認定請求書、手当額改定請求書、未支払手当請求書、その他届出の受理 ②上記の請求、その他届出に係る事実についての審査 ③上記の請求、その他届出の審査結果に係る請求者等への通知 ④マイナポータルのサービス検索・電子申請機能による届出等の受領及びお知らせ機能での通知
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給者台帳管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項並びに別表第1の37及び56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第29条及び44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 57の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第31条 (別表第2における情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子ども未来課
②所属長の役職名	子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所子ども家庭部子ども未来課 電話番号042-544-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所子ども家庭部子ども未来課 電話番号042-544-5111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	子ども子育て支援課長 小川 雅義	子ども子育て支援課長 辻 みえ子	事後	
平成29年8月2日	I-1-②事務の概要	2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①認定請求書、手当額改定請求書、未支払手当請求書、その他届出の受理 ②上記の請求、その他届出に係る事実についての審査 ③上記の請求、その他届出の審査結果に係る請求者等への通知	2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①認定請求書、手当額改定請求書、未支払手当請求書、その他届出の受理 ②上記の請求、その他届出に係る事実についての審査 ③上記の請求、その他届出の審査結果に係る請求者等への通知 ④マイナポータルのサービス検索・電子申請機能による届出等の受領及びお知らせ機能での通知	事後	
平成29年8月2日	I-1-③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	事後	
令和1年6月28日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7項及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 13、16、26、30、47、64、65、87及び116の項 （別表第2における情報照会の根拠） 57の項	番号法第19条第7号及び別表第2 （別表第2における情報照会の根拠） 57の項 （別表第2における情報提供の根拠） 13、16、26、30、47、64、65、87及び116の項		
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	子ども子育て支援課長 辻 みえ子	子ども子育て支援課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年1月15日 時点	平成31年1月15日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年1月15日 時点	平成31年1月15日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式変更に伴い、「1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類」から「9. 従業者に対する教育・啓発」までを追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の37の項	番号法第9条第1項及び別表第1の37の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府、総務省令第5号)第29条	事後	
令和3年4月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 57の項 (別表第2における情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87及び116の項	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 57の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府、総務省令第7号)第31条 (別表第2における情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の 項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第10 条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、 第36条、第44条、第53条及び第59条の2の2	事後	
令和3年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年1月15日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年1月15日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事前	
令和5年9月8日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年9月8日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和6年5月24日	I-5-① 部署	こども家庭部子ども子育て支援課	こども家庭部子ども未来課	事後	
令和6年5月24日	I-5-② 所属長の役職名	子ども子育て支援課長	子ども未来課長	事後	
令和6年5月24日	I-7 請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁 目17番1号 東京都昭島市役所子ども家庭部子ども子育て 支援課 電話番号042-544-5111	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁 目17番1号 東京都昭島市役所子ども家庭部子ども未来課 電話番号042-544-5111	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月24日	I-8 連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所子ども家庭部子ども子育て支援課 電話番号042-544-5111	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所子ども家庭部子ども未来課 電話番号042-544-5111	事後	
令和6年5月24日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月24日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	